法　規　的　告　示

○個人情報保護委員会告示第十五号

個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）の規定に基づき、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（認定個人情報保護団体編）（令和三年個人情報保護委員会告示第七号）の一部を次のように改正する。

令和七年十二月十二日

個人情報保護委員会委員長　手塚　悟

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン （認定個人情報保護団体編）	個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン （認定個人情報保護団体編）
目次	目次
［略］	［同左］
［１～３　略］	［１～３　略］
４　認定個人情報保護団体の業務	４　認定個人情報保護団体の業務
［４－１・４－２　略］	［４－１・４－２　同左］
４－３　その他対象事業者の個人情報等の適正な取扱いの確保に関し必要な業務（法第47条第１項第３号関係）	４－３　その他対象事業者の個人情報等の適正な取扱いの確保に関し必要な業務（法第47条第１項第３号関係）
［略］	［同左］
【対象事業者の個人情報等の適正な取扱いの確保に関し必要な業務の事例】	【対象事業者の個人情報等の適正な取扱いの確保に関し必要な業務の事例】
［事例１）～事例３）　略］	［事例１）～事例３）　同左］
事例４）アジア太平洋経済協力（ＡＰＥＣ）越境プライバシールール（ＣＢＰＲ）システム又はグローバル越境プライバシールール（ＣＢＰＲ）システムに基づく、事業者のＡＰＥＣプライバシーフレームワーク又はグローバルＣＢＰＲフレームワークへの適合性を認証するアカウンタビリティ・エージェントに係る業務（※１）	事例４）アジア太平洋経済協力（ＡＰＥＣ）の越境プライバシールール（ＣＢＰＲ）システムに基づく、事業者のＡＰＥＣプライバシーフレームワークへの適合性を認証するアカウンタビリティ・エージェントに係る業務（※１）
［略］	［同左］
さらに、対象事業者の従業員に対する研修、調査研究などの業務のほか、ＰＩＡ（Privacy Impact Assessment、個人情報保護評価）（※２）を含むプライバシー・バイ・デザインの実践や、個人データの取扱いに関する責任者の設置を含む組織体制の整備などの個人情報等の適正な取扱いの確保に関する事項についても、対象事業者に対して積極的に推奨していくことが望ましい。	さらに、対象事業者の従業員に対する研修、調査研究などの業務のほか、ＰＩＡ（Privacy Impact Assessment、個人情報保護評価）（※２）を含むプライバシー・バイ・デザインの実践や、個人データの取扱いに関する責任者の設置を含む組織体制の整備などの個人情報等の適正な取扱いの確保に関する事項についても、対象事業者に対して積極的に推奨していくことが望ましい。
（※１）　ＡＰＥＣ　ＣＢＰＲシステムは、事業者のＡＰＥＣプライバシーフレームワークへの適合性を国際的に認証する制度。ＡＰＥＣの参加国・地域が本制度への参加を希望し、参加を認められた国・地域がアカウンタビリティ・エージェントを登録する。このアカウンタビリティ・エージェントが、事業者の申請に基づき、当該事業者のＡＰＥＣプライバシーフレームワークへの適合性を認証する。我が国は、ＡＰＥＣ　ＣＢＰＲシステムの参加国である。 また、グローバルＣＢＰＲシステムは、事業者のグローバルＣＢＰＲプライバシーフレームワークへの適合性を国際的に認証する制度。本制度への参加を認められた国・地域がアカウンタビリティ・エージェントを登録する。このアカウンタビリティ・エージェントが、事業者の申請に基づき、当該事業者のグローバルＣＢＰＲプライバシーフレームワークへの適合性を認証する。我が国は、グローバルＣＢＰＲシステムの参加国である。	（※１）　ＡＰＥＣ　ＣＢＰＲシステムは、事業者のＡＰＥＣプライバシーフレームワークへの適合性を国際的に認証する制度。ＡＰＥＣの参加国・地域が本制度への参加を希望し、参加を認められた国がアカウンタビリティ・エージェントを登録する。このアカウンタビリティ・エージェントが、事業者の申請に基づき、当該事業者のＡＰＥＣプライバシーフレームワークへの適合性を認証する。我が国は、ＡＰＥＣ　ＣＢＰＲシステムの参加国である。